

議案第169号

県費負担教職員の給与負担等の移譲に伴う関係条例の整備に関する条例
の制定について

県費負担教職員の給与負担等の移譲に伴う関係条例の整備に関する条例を次のとおり制定する。

平成28年11月28日提出

川崎市長 福田 紀彦

県費負担教職員の給与負担等の移譲に伴う関係条例の整備に関する条例
(外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正)

第1条 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例
(昭和63年川崎市条例第1号)の一部を次のように改正する。

附則第5項を次のように改める。

(県費負担教職員の給与負担等の移譲に伴う経過措置)

5 平成29年4月1日(以下「移譲日」という。)の前日において、学校職員
の給与等に関する条例(昭和32年神奈川県条例第56号)の適用を受けていた職員で、
地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の
整備に関する法律(平成26年法律第51号)第5条の規定の施行に伴い、引き
続き川崎市職員の給与に関する条例の適用を受けることとなったもののうち、
移譲日前に外国の地方公共団体の機関等に派遣される市町村立学校県費負担
教職員の処遇等に関する条例(昭和6

3年神奈川県条例第7号)第2条第1項の規定により派遣された職員は、この条例第3条第1項に規定する派遣職員とみなして、この条例第6条の規定を適用する。

附則第6項を削る。

(川崎市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正)

第2条 川崎市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(昭和34年川崎市条例第30号)の一部を次のように改正する。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の1項を加える。

(県費負担教職員の給与負担等の移譲に伴う経過措置)

2 平成29年4月1日(以下「移譲日」という。)の前日において、学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例(昭和32年神奈川県条例第57号。以下「県条例」という。)の適用を受けていた職員で、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成26年法律第51号)第5条の規定の施行に伴い、引き続きこの条例の適用を受けることとなったものについて、移譲日前に県条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例中これに相当する規定がある場合には、この条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

(川崎市旅費支給条例の一部改正)

第3条 川崎市旅費支給条例(昭和22年川崎市条例第21号)の一部を次のように改正する。

別表の付表を次のように改める。

行政職給料表(1)の各級に相当する職務の級

等級	行政職 給料表 (1)	行政職 給料表 (2)	医療職 給料表 (1)	医療職 給料表 (2)	大学教 育職給 料表	高等学 校教育 職給料 表	義務教 育諸学 校教育 職給料 表	消防職 給料表
1	8級		5級		4級(学 長に限 る。)			8級
2	7級		4級	7級				7級
3	6級 5級		3級	6級 5級	4級(学 長を除 く。) 3級	5級 4級	5級 4級	6級 5級
4	4級以 下の級	4級以 下の級	2級以 下の級	4級以 下の級	2級以 下の級	3級以 下の級	3級以 下の級	4級以 下の級

(川崎市立高等学校の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部改正)

第4条 川崎市立高等学校の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例(昭和46年川崎市条例第59号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

川崎市立学校の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例

第1条中「川崎市立高等学校(以下「市立高等学校」を「川崎市立学校(川崎市立看護短期大学を除く。以下「市立学校」に改める。

第2条中「養護教諭」の次に「、栄養教諭」を加える。

第3条第1項中「市立高等学校」を「市立学校」に改める。

第6条第1項及び第2項中「市立高等学校」を「市立学校」に改め、同項第4号中「生徒」の次に「、児童又は幼児」を加える。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

参考資料

制 定 要 旨

市町村立学校職員給与負担法の一部改正により、県費負担教職員の給与負担等が移譲されたことに伴い、関係条例の整備を行うため、この条例を制定するものである。